低温棟工作室使用内規

低温棟施設責任者
低温液化室

1．使用者の資格

研究者工作室使用の為の講習を受けた者。詳しくは、低温液化室に問い合わせること。

2．使用時間

原則として　平日　9：00　～　17：00

3．使用者の義務

(1) 使用後は、必ず掃除をすること（洗濯機、乾燥機等の使用の場合も含む）。
(2) 各自安全には細心の注意を払うこと。（作業服、安全靴、保護帽、保護メガネ等の着用）
(3) 工作室を利用する際には、入口に置いてある記録用紙に必要事項を必ず記入すること。（研究室名、氏名、使用日時など）
(4) 最後の使用者は、終了点検（電源、ガス、戸締まり等の確認）をすること。
(5) 工作室に常備されている工具等は自由に使って構わないが、損壊等した場合には、速やかに低温液化室に申し出ること。
(6) 工作機械など、工作室内の機器等が故障・損壊した場合には、直ちに低温液化室まで申し出ること。
(7) 特殊な工具等を持ち込んでも良いが、作業終了後は速やかに持ち帰ること。また、長期（1日以上）にわたり持ち込む必要がある場合には、低温液化室に申し出て指示を受けること。

4．使用の取り消し

使用者の義務を怠った者の使用を禁止する。

5．その他

(1) 要望・質問などは低温液化室に申し出ること。
(2) 機械等の取扱説明書をよく読み、正しく使うこと。
(3) 工作室を維持する為の経費は、低温棟に実験室を持つ研究室及び低温液化室が負担する。

附則

この内規は、平成16年　5月　1日から施行する。